

### 3 - 3 地方レベルの外資系企業立地優遇措置の問題点と背景

以下では、ヒアリングおよびアンケート結果を踏まえて、地方レベルの外資立地優遇措置の問題点とその背景について整理した。

#### 3 - 3 - 1 地方レベルの外資系企業立地優遇措置にみられる問題点

##### 画一的な優遇措置

自治体単独の優遇措置の内容は、総じてどの自治体も似通っており、そのメニューも多様性に乏しい。

補助金については、例えば北海道が最高 32 億円という高額な補助金制度を売り物にしているように、金額面での差異化はみられる。しかし、補助を受けられる対象を投資額と雇用者数で定めているケースが多く（投資額 1 億円以上、雇用の増加 5 人以上など）、また補助金の支給額については投資額の一定割合や設備の床面積当たりで決めている例が多い（一部で雇用の増加 1 人当たりに対しても補助を行っている）。このように自治体間で補助金の最高限度額に差はみられるが、補助対象や補助金支給額の決定方法には大きな差が見られない。

また、外資系企業について特別な立地優遇措置を設けている自治体は少なく、外資のみを対象とする特別な措置があっても国内企業との間に大きな条件の差は見られない。欧州のように明確な誘致目的を持って特定業種の外資に対して国や地方が手厚い優遇策を講じることもない。これは我が国の場合、雇用の確保や技術導入が必要不可欠な政策課題ではなかったという事情にもよる。対象を特定しない補助金制度は公平ではあるが、企業の立場からすれば自治体の産業政策や産業ビジョンがわかりにくくなっている面がある。

次に、自治体が単独で行う税制優遇措置についてみると、事業税、固定資産税の 3 年間減免、不動産取得税の減免という内容で、自治体間の差はほとんどみられない。このため税の減免は、地域のセールスポイントとして十分活用されていない。

また、低利融資は超長期の借入が可能となるなどメリットもあるが、昨今は金利の絶対水準が低いため、民間の借入と比べて優位性が薄れ、魅力が乏しくなっている。

#### 自治体の自由度の低い地域開発関係法に基づく優遇措置

テクノポリス、頭脳立地、FAZ 等の地域開発関係法に基づく優遇措置は、手法的には諸外国に類似の制度がある。我が国の地域開発関係法に基づく優遇措置は、英国のエンタープライズゾーンと比較すると、国が自らの直轄事業のように開発を推進するエンタープライズゾーンとは異なり、国の関与は地域指定および税制面等でのバックアップに限定され、運営面・実施面が地方自治体や第三セクターに委ねられている点が特徴といえる。しかし、国がつくった地域振興ビジョンに地方が手をあげ、国から受け取る補助金や地方交付税交付金を財源として企業に対する助成を行う形のプロジェクトであるため、実態面では地方に与えられた自由度は小さく、自治体の独自性が活かさないものとなっている。

#### 企業のニーズに応えていない優遇措置

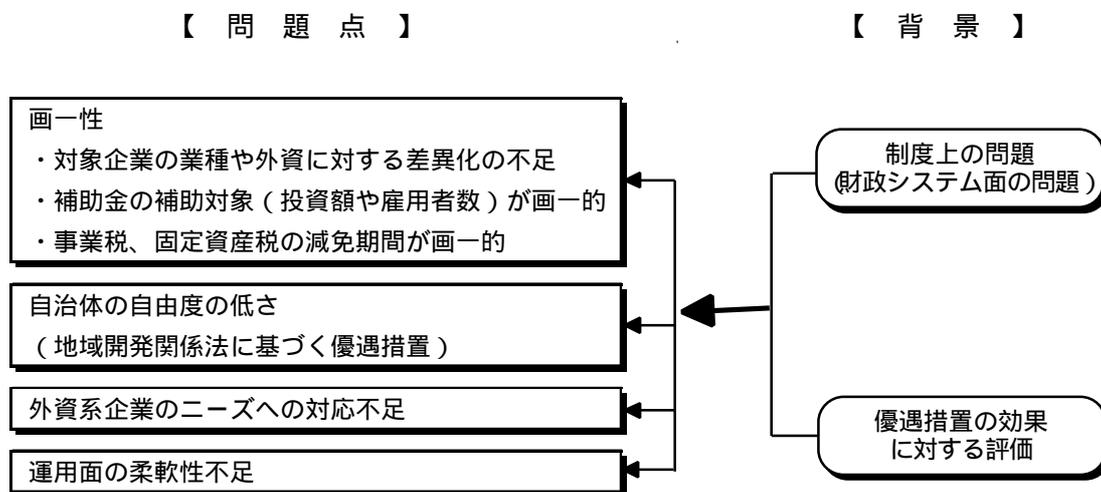
日本に進出してくる外資系企業は、早期に黒字化する必要や、採算が合わない場合の速やかな撤退の必要から、固定資産を保有するニーズが弱い傾向にある。しかし、補助金や税制優遇は固定資産の取得や保有に関するものが中心となっている。

また、外資系企業は工業団地以外に適地を求める場合が多い。これに対し、立地優遇補助金の対象地域は一般に行政区域全域であるが、工業団地区域では適用要件を緩和するなど、自治体は誘致活動だけでなく、優遇措置についても工業団地の分譲を中核に据えている。このように、自治体の設ける優遇措置と外資系企業のニーズには隔たりがみられる。

#### 柔軟性に乏しい優遇措置の運用

一部の自治体でオーダーメイドによる工業団地の造成がみられるが、英米のように、企業との個別交渉で補助金その他の優遇措置の内容やパッケージを決めていく動きはほとんどみられず、優遇措置の運用面での柔軟性が乏しい。優遇措置は制度としての透明性を求められるが、企業の立場から選択する余地が多い優遇制度はまだ検討可能と考えられる。

図表 3-5 外資立地優遇措置の問題点と背景



出所：日債銀総合研究所作成

### 3 - 3 - 2 地方レベルの外資立地優遇措置にみられる問題点の背景

以下では、外資系企業立地優遇措置の問題点の背景について考えてみたい。ここでは、自治体が地域の独自性を発揮できないような制度的要因があるのかどうか、また、自治体が優遇措置についてどのような認識をもっているのか、といった点についてみてみることにする。

#### 制度上の問題

地方自治体が独自に優遇措置を導入する上で、障害はないだろうか。確かに、現行制度のもとでも地方自治体が独自に補助金や低利融資・利子補給の制度を設けることは可能であり、例えば、兵庫県では進出調査費補助（進出に際して実施するフィージビリティスタディ費を補助）という工夫した制度を設けている。また地方税については、地方税法に通常よるべきものとして定められた標準税率があるが、地方自治体の判断で異なる税率を適用することが可能である（なお税率の上限については、地方税法で制限税率が定められている）。

しかし、FAZ 等の国の制度を活用する場合を除いて、地方普通税の税率が標準税率未満の自治体は、地方財政法上、公営企業、出資金および貸付金、地方債の借換、災害復旧事業に充てるための財源とする場合のほかは、地方債を発行できない。これは確保可能な財源を確保してなお不足する部分についてのみ、地方債資金を充てることが妥当であるという見地による。このため、制度的には標準税率よりも低い税率で課税することは可能であるが、事実上は難しくなっている。

次に、地域開発関係法に基づく優遇措置についてみてみることにする。FAZ、テクノポリス、頭脳立地等は、どれも地方交付税の減収補填制度が組み込まれている。これは、それぞれの指定地域で特定の地方税を減免する（標準税率を下回る税率を適用する）場合に、国が地方交付税によって自治体の減収を補填する制度である。これらの減収補填の多くは、事業税、不動産取得税あるいは固定資産税が対象で、事業税、固定資産税は最初の年度以降3ヶ年度に限り適用されるという特徴がある。

地方債の発行制限がある結果、自治体が政策的に地方税を減免するケースは、基本的に地域開発関係法（FAZ 法、テクノポリス法等）を利用したものとなり、また、事業税、固定資産税の減免期間のほとんどは減収補填のある3年間となっている。

地域開発関係法は国が政策的な見地で設けるもので、地方自治体が独自に考えた制度ではない。また根拠法が同じ指定地域間では優遇策のメニューは同様のものとなり、地域の

個性化を妨げる背景となっている。

#### 優遇措置の効果に対する評価

地方自治体に対するアンケートで、外資系企業誘致についての優遇措置の効果を聞いている。結果は、どの優遇措置についても「効果は認められず」という回答が半数以上を占めた（図表 3-2 参照）。自治体へのヒアリングでも「優遇措置は誘致の決め手となっていないとは思えない」という声が聞かれる。確かに、企業が立地を決めるうえで、優遇措置は候補地を絞り込む段階でより重要な役割を果たすと考えられることから、実際に誘致候補企業と交渉したことの少ない自治体においては、優遇措置の効果に対して半信半疑であることは予想される。優遇措置の工夫や活用が不十分である背景のひとつに、自治体が優遇措置の効果に対して抱いているこのような評価があげられよう。

### 減収補填制度<sup>1</sup>

政策的に国が設けた法律に基づいて地方自治体が課税の減免を行う場合、減収分の一定のものに限り、基準財政収入額から控除するという特例措置。地方自治体が税金を減免した場合に、その減収額を交付税によって補填することにより、産業振興等を促進しようとするものである。補填を受けられる地域は、財政力が弱い（全国平均の水準以下）地方自治体に限られている。

減収補填制度により補填された金額は、345 億円（平成 8 年度）になっている。

図表 3-6 地域開発関係法に基づく基準財政収入額（普通交付税）の控除額

（単位：千円）

	平成6年度	平成7年度	平成8年度
低 工 法	20,309,361	17,077,810	14,998,556
過 疎 法	6,856,052	5,415,373	5,658,458
産 炭 法	4,015,627	2,721,259	3,002,842
新 産 法	803,671	1,335,519	1,384,208
工 特 法	281,815	104,511	165,287
農 工 法	9,065,444	6,211,619	5,546,170
近 畿 圏 法	75,356	44,380	25,049
中 部 圏 法	285,025	146,708	114,338
テ ク ノ 法	678	97	69
半 島 振 興 法	3,029,803	1,690,691	1,398,427
工 配 法	452	1,594	1,159
沖 振 法	277,698	772,696	1,402,737
関 西 学 研 法	114,255	110,570	208,885
リ ゾ ー ト 法	351,624	893,731	580,705
頭 脳 立 地 法	2,055	2,247	1,143
山 村 法	2,278	5,050	547
商 業 集 積 法	10,902	8,448	4,753
離 島 法	33	7	8,143
多 極 法	-	-	35,584
地 方 拠 点 法	-	-	25,231
F A Z 法	-	-	2,457
計	45,482,129	36,542,310	34,564,748

出所：地方財政制度研究会編『地方財政要覧』

<sup>1</sup> 岡本全勝著『地方交付税 仕組と機能』大蔵省印刷局，1995 を参考にした。